

私立専門学校における留学生の受入れ状況の把握に関する都道府県の取組
についての調査結果とそれを踏まえた一層の取組について

1. 調査結果について

<調査概要>

目的：各都道府県において、専門学校における留学生受け入れの状況等の把握をどのように行っているかを調査・共有することで、各都道府県における取組の参考に資することを目的とする。

対象：全都道府県

回答期間：平成 31 年 1 月 18 日～2 月 1 日

調査内容：所轄の専門学校における留学生の受入状況等の把握のための取組

<結果概要>

①留学生の受入れ状況（在籍者に占める留学生の割合）について（都道府県別の状況は別紙）

○私立専門学校数：2,610 校（平成 30 年 5 月 1 日時点。以下同じ。）

○留学生を受け入れる学校数：871 校

- ・うち、半数以上が留学生である学校数：195 校
- ・うち、90%以上が留学生である学校数：101 校
- ・うち、全生徒が留学生である学校数：45 校

②都道府県における受入れ状況の把握に関する取組について

○日本学生支援機構が行う「外国人留学生在籍状況調査」により把握

47 都道府県（以下「都道府県」を単位とする）

○都道府県の独自調査（留学生に関するものに限らない）により把握

25 都道府県

調査項目の例)

- ・留学生の資格外活動の把握状況
- ・前年度の退学者数
- ・中途退学者の退学理由

○調査の他に、学校に報告等を求めている 24 都道府県

報告対象や内容の例)

- ・留学生の受入が見込まれる場合に事前申出をさせる
- ・総入学定員の 2 分の 1 を超えそうな場合に事前申出をさせる
- ・留学生が在籍している場合に定期報告をさせる

- ・総入学定員の2分の1を超える場合に定期報告をさせる
- ・総実員が総定員を超過している学校のうち、1割以上の超過がある学校に対し、報告書提出により理由・状況報告を求める
- ・除籍・退学者が多い学校に説明を求める

○定期的な学校への実地調査（留学生に関するものに限らない）等の際に聞き取り等を実施 20 都道府県

実地調査の例)

- ・留学生数が多い、又は留学生比率が高い学校に地方入国管理局と合同で実地調査

○その他

- ・地方入国管理局が非適正校に認定した場合は、学校に通知するだけでなく県にも情報提供してもらう

③留学生の在籍管理の適正化等のための取組について

○留学生の在籍管理の適正化等のための指導例

- ・地方入国管理局による専門学校に対する在籍管理能力判定における「適正校／非適正校」の判定を活用した、留学生の受入れ数に係る指導
- ・地方入国管理局との連携（留学生受入れ、卒業・退学時の対応）に不備がある場合には、地方入国管理局から情報を収集し指導

○留学生の受入れに係る管理指針等の作成や研修会等の実施 1 都道府県

- ・留学生受入れ等に係る管理指針を制定（当該指針に著しく又は故意に違反した場合には当該学校名を公表できるとしている）
- ・留学生管理の実務担当者や留学生の生活指導担当者を対象とした研修会等の開催
- ・留学生等指導相談窓口の設置
- ・留学生の違法活動防止のための連絡協議会を設置し、関係機関と専修学校等の指導や啓発等の取組について協議

2. 調査結果も踏まえた専門学校における留学生管理等の一層の取組について

近年の留学生の増加とともに、一部の教育機関では受け入れた留学生が所在不明となったり、各種犯罪に関与したりするなど、真に修学を目的とした留学生の受入れと留学生に対する適切な指導が課題となっています。

特に、留学という口実のもと、我が国での就労（稼ぎ）を目当てに在留するような生徒を安易に受け入れることは、教育機関における学修の阻害要因となることに加え、悪質な仲介業者等が関与することによる経済的被害や違法な資格外活動への従事、日本国内での失踪という事態、ひいては犯罪や不法行為に巻き込まれることも懸念されます。また、受け入れ機関である各教育機関にとっては、教育活動や適切な在籍管理、ひいては学校運営そのものに支障をもたらす恐れがあります。

また、こうした留学生に係る問題は、留学生個人や受け入れ機関である個別の教育機関の社会的責任が問われるのみならず、適正な留学目的で来日している留学生も含め留学生政策全体の社会的信頼・信用の失墜につながりかねず、本来の留学制度の趣旨を損ねるものとして問題視されており、留学生を受け入れる教育機関においては適切な受入れや在籍管理の徹底が求められます。

こうした状況に鑑み、専門学校において特に大量の留学生を受け入れている場合には、所轄庁である都道府県において、専門学校に対する受入れ状況の確認などにより実態を把握し、必要に応じて実地調査などを通じて指導をすることが、問題事案の発生を予防するためにも有効と考えます。

各都道府県におかれましては、今回の調査結果における他の都道府県の取組等も参考に、「専修学校における留学生管理等の一層の徹底について（通知）」（平成30年10月19日付け30教生推第1号文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長通知）のとおり、所管する専門学校における留学生管理等の徹底が図られますよう引き続き取組の充実をお願いいたします。

また、留学生の受入れに関して問題事案が確認された際に、地方出入国在留管理局と連携して迅速な対応が図れるよう、定期的な情報共有を行うなどの関係性を構築しておくことも重要と考えますので、積極的な取組を検討願います。なお、この内容は出入国在留管理庁と協議済みであることを申し添えます。

なお、今回の調査において、平成30年5月1日時点で留学生率の高い専門学校の所在する都道府県に対しては、当該校についてより詳細な情報提供を別途願いますこととしておりますので御協力願います。

〔参考〕事案発生予防に向けて確認すべき観点例

近年の留学生受入れに係る状況を踏まえ、専門学校における留学生受入れに関する事案発生予防に向けて確認すべき観点例を以下に挙げますので、都道府県において学校の状況を把握する際の参考としてください。

なお、学校（教育施設）として、留学生の受入れにあたり留意すべきことは、「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号文部科学省生涯学習政策局長通知）及び「専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 生第 51 号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）でも示しておりますので、併せてご活用ください。

【事案発生予防に向けて確認すべき観点例】

- ・定員超過や急激な増加など、学校の受入れ体制を越えて留学生を受入れている。
- ・学科の目的に照らして定められた教育課程を実施していない。
- ・留学生の成績の評価、課程の修了認定が学内規定に則って行われていない。
- ・出席状況など学習意欲が著しく欠けているにもかかわらず、個別面談等による現状把握が行われていない。
- ・中途退学者が多く、なおかつ退学後の所在について把握していない。
- ・所轄庁への定期的な届出書類等の提出が滞っている。

【「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）」及び「専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）」のうち主な留意事項】

<適切な受入れについて>

- ・生徒数の確保の観点からの安易に留学生を受け入れることは厳に慎むこと。

<入学者の募集・選抜について>

- ・留学生の入学時及び在学中における注意事項等をあらかじめ留学生の募集要項等で示すこと
- ・留学生の入学者選抜に当たっては、専修学校の教育を受けるに足る能力、適正等を総合的に判定するよう配慮すること（可能な限り面接や筆記試験を行い意欲や学力等の有無を判定すること）。
- ・留学生の志望学科の教育課程を履修しうる日本語能力を有しているかを判定するため、日本語能力試験や日本留学試験を活用することが望ましいこと
- ・留学に伴う学費や留学期間中の生活に要する費用の支弁能力について十分に確認すること

<留学生向け入学時のオリエンテーションについて>

- ・留学生の入学時にオリエンテーションを実施し、勉学に関することや出入国管

理に係る手続きに関すること、法令の遵守に関すること等について注意事項等の周知を図ること

<留学期間中の在籍管理等について>

- ・留学生の所期の目的を達成できるよう勉学状況の把握に努めるとともに、住所等の連絡先を把握すること
- ・日常の出欠管理を徹底すると共に、学業成績が良好でない者や出席状況の低い者に対して、面談等により改善指導を行うこと
- ・退学者・除籍者及び所在不明者等については、直ちに地方入国管理局等へ報告をすること
- ・退学・除籍させる留学生については、できる限り帰国するよう勧めること。また帰国状況等を十分把握すること。
- ・留学生の受入れには留学生の生活指導を担当する常勤の教職員が置かれる必要があるが、当該教職員がなるべく当該業務に専任できる体制を整えること
- ・留学生の行う資格外活動について、労働の内容や就業場所、就業時間、雇用主の連絡先等を正確に把握すること
- ・留学生に対して、アルバイトを行う際に資格外活動許可証又は就労資格証明書の携行や資格外活動に変更があった際は学校の担当窓口が遅滞なく届け出ることを徹底させること

<卒業時の指導等について>

- ・留学生の卒業時には、進学、就職又は帰国など、その後の進路を把握すること
- ・国内での就職を希望するなどにより、在留資格の変更が必要となる者に対して、その手続き等について周知し、指導すること

※なお、「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」（平成 27 年 1 月法務省入国管理局）により示された留学生を受け入れる教育機関における取組も踏まえて対応してください（以下において一部抜粋）。

- ・就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認並びに就職先機関の名称及び所在地の把握並びに当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- ・教育機関は、受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から3ヶ月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、地方入国管理局に対し、当該留学生の所在不明について届け出るよう努める。

都道府県別留学生を受け入れている私立専門学校の数

平成30年5月1日時点

都道府県名	留学生を受け入れている学校数	うち半数以上が留学生である学校数	うち90%以上が留学生である学校数	うち全生徒が留学生である学校数
北海道	34	1	0	0
青森県	0	0	0	0
岩手県	5	0	0	0
宮城県	13	0	0	0
秋田県	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0
福島県	7	2	2	2
茨城県	17	5	4	1
栃木県	17	7	4	3
群馬県	18	3	3	2
埼玉県	29	9	6	2
千葉県	27	10	8	2
東京都	216	50	27	8
神奈川県	44	17	8	3
新潟県	20	2	0	0
富山県	3	0	0	0
石川県	7	2	0	0
福井県	6	0	0	0
山梨県	3	1	1	1
長野県	6	3	2	0
岐阜県	3	3	2	1
静岡県	22	2	1	0
愛知県	52	5	2	1
三重県	8	2	1	1
滋賀県	4	2	1	1
京都府	23	0	0	0
大阪府	103	16	3	1
兵庫県	21	7	4	1
奈良県	3	2	1	0
和歌山県	5	2	1	1
鳥取県	0	0	0	0
島根県	4	0	0	0
岡山県	14	3	2	1
広島県	22	8	7	5
山口県	5	3	3	2
徳島県	0	0	0	0
香川県	7	2	0	0
愛媛県	2	0	0	0
高知県	1	0	0	0
福岡県	55	13	4	3
佐賀県	1	1	1	1
長崎県	7	2	0	0
熊本県	9	4	1	0
大分県	2	2	1	1
宮崎県	3	1	0	0
鹿児島県	6	0	0	0
沖縄県	17	3	1	1
合計	871	195	101	45